**山荘運営細則**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 昭和４１年１１月　６日　制定

　 　　　　　 平成３０年　４月　７日　改定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　５年　８月　５日　改定施行

　　　　　**「使用の許可」**

第 １条　しじま小屋及びしじま山荘（以下、山荘という）の使用はOB会の許可を得て行うものとし、使用者はOB会の指示に従わなければならない。

**「使用者の資格」**

第 ２条　次の資格を有する者が山荘を使用できる。

1. OB会員及びその同行者

　　　　 **「使用の手続き」**

第 ３条　山荘を使用とする場合は、前もって使用責任者名、人数、日数を明らかにして、使用責任者よりOB会にメール等で申請しなければならない。使用責任者にはOB会員以外の者が就くことはできない。

　　　　**「山荘使用の優先順位」**

第 ４条　山荘使用の優先順位は次のように定める。但し、特別の場合はOB会が決定する。

(1) OB会の公式行事

(2) OB会員

**「山荘の使用料」**

第 ５条　山荘の使用料(1泊あたり)は次のように定める。使用料は1ヶ月以内に使用責任者がOB会の会計担当に納入しなければならない。

(1) OB会員：3,000円

(2) 非会員中学生以上：3,000円

(3) 非会員中学生未満：無料

(4) 家族利用（3人以上の家族が同時利用）：2,000円

(5) その他

　① 1泊とは午前零時をまたいで使用した場合をいう。

　② 米代は使用料に含まれる。

**「山荘使用の順守事項」**

第 ６条 山荘を使用する者は次の事項を順守すること。

1. 使用責任者

使用責任者は山荘を使用する上で下記(2)～(8)の事項を順守すると共に、率先してその任にあたる。

(2) 山荘の鍵は、民宿 秀岳にて管理して頂く。

入荘および離荘等で山荘の鍵の受け渡しをする。

 (3) 入荘時は、備え付けの入荘手順に従い要所を設定し、確認後に署名すること。

(4) 山荘を起点のとして行動する場合は、山荘内のホワイトボードに行動予定を明記しておくこと。

(5) 山荘及び山荘に属する物は、使用方法、注意書等により正確に理解した上で使用すること。

万一損傷等を発見した場合は、速やかにOB会に報告すること。

 (6) 山荘日誌の記帳

入荘/離荘者の氏名等、所定の事項を記入すること。

(7) 離荘時は、次の使用者に不快の念を起こさないように十分に整理・清掃しておくこと。

また、備え付けの離莊手順に従い要所を設定し、確認後に署名すること。

空き缶、空きビン、および生ごみ等の廃棄物は、持ち帰ること。

 (8) 使用が終わったら速やかに、使用者氏名、使用人数、使用料金、及び山荘の状況等(施設の異常、備品の枯渇等)をメール等でOB会に報告すること。

　**「山荘の名義人」**

第 ７条 山荘運営規定第1条により名義人を決定しその役割を明確にする。また、名義の移管を迅速にかつ円満に行うために,名義人の他に次期名義人も同様に決定する。名義人及び次期名義人はこの任に就く事により何らの利益、不利益を蒙ってはならない。また特権もなし。

1. 名義人と次期名義人の資格及び選任方法

名義人と次期名義人は、原則OB会員としOB会により指名され、OB会総会により承認を受けるものとする。

　　緊急の場合は、OB会が名義人と次期名義人を指名してOB会代表が承認する。その後、総会にて正式な承認を得るものとする。

原則として、土地の名義人、建物の名義人及び、各々の次期名義人は全て別人格でなくてはならないものとする。建物の名義人は「しじま小屋」と「しじま山荘」に別ける。土地の名義人は複数の場合もありうる。

1. 名義人の役割と契約書の作成

OB会はOB会所有の土地と建物の登記を各名義人の名義で行うものとする。

　 このOB会所有の土地と建物に関する租税、公課等の費用はOB会が負担し、納入は会計が担当する。名義人は契約書を作成して、「登記上の所有者は名義人となるが、実質はOB会が真の所有者である事及び次期名義人にOB会の土地と建物を譲渡する」旨を確約する。また契約書を作成し、OB会代表、次期名義人、及び名義人本人（又は法定相続人）が保管するものとする。この目的は不特定の第三者によるOB会の所有権に対する何らかの侵害を予防しOB会の権利を守る事にある。

1. 名義人と次期名義人の任期とその変更

　　　　　　名義人と次期名義人の任期は特に定めないものとする。

　　名義人と次期名義人の変更は、OB会がそれを必要と判断した時に行い、OB会が指名し総会の承認を得るものとする。緊急の場合は(1)項に順ずるものとする。

**「山荘の維持」**

**第 ８条**この山荘はOB会員の全てに平等に開かれたものであるが、そのために生じる義務もまた全員が負うことを忘れてはならない。

（1）山荘維持計画

　 山荘維持活動の年間計画はOB会で策定する。

1. 維持活動

OB会は、年間計画に基づきOB会員に対し維持活動への協力を要請する。

1. 維持経費

山荘本体、付属設備、備品、燃料、什器等の維持・整備にかかる経費は会計から支出する。

但し高額なもの（概ね1件あたり￥50,000.-程度を越える）については都度、会計担当からの申請を受けてOB会が了承した場合、会計から援助する。

また、OB会が認めた維持活動については、その期間中の活動参加者の山荘使用料は会計から援助する。

**「補足：関係連絡先」**

(1) OB会メールアドレス：

(2) 山荘の鍵保管依頼先：

 長野県北安曇群白馬村 TEL：0261- -